

高知市文化プラザ飲食スペース運営事業に係る公募型プロポーザル募集要領

1 事業の概要

(1) 事業名

高知市文化プラザ飲食スペース運営事業

(2) 事業の目的

高知市文化プラザは、来館者が飲食を楽しむことができるスペースとして、3階に飲食スペースを設けています。

平成12年に営業者の募集・選定を実施し、平成14年4月のオープン以降18年間にわたりカフェとして営業されていましたが、令和2年12月の閉店後は令和4年度の工事休館を挟み、空き状態となっています。

この度、高知市文化プラザ3階飲食スペースについて、文化プラザの利用促進に積極的な効用をもたらす、運営に資することを目的とし、運営を行う民間事業者を公募型プロポーザルにより募集します。

なお、1階レストランは令和4年度の工事により閉鎖したため、3階飲食スペースが建物内で唯一の飲食店となります。

(3) 事業内容等

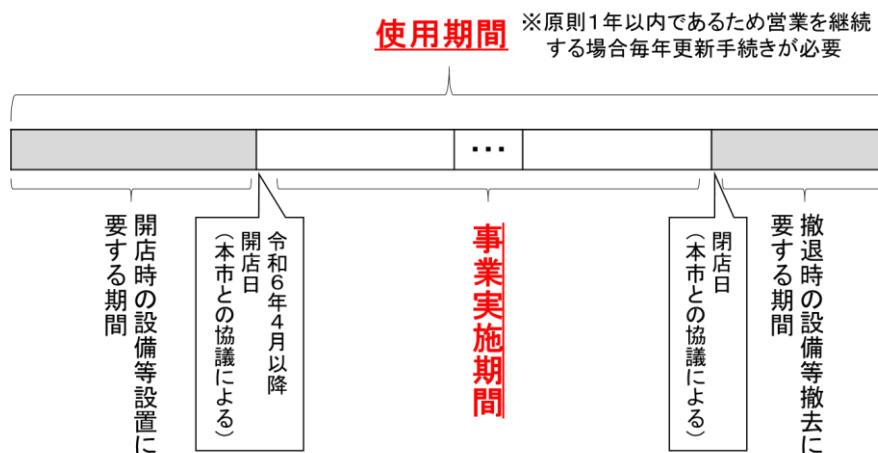
事業内容及び事業に係る設備等の設置及び運営並びに貸付料等の条件については別添「高知市文化プラザ飲食スペース運営事業に関する仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおりとします。

(4) 行政財産の使用期間及び事業実施期間

事業者は、当該飲食スペースについて行政財産使用許可を受けてください。

行政財産の使用許可は原則1年以内であるため、営業開始のために許可を取得した後も営業を継続する場合において、毎年更新の手続きが必要となります。また、使用期間には、飲食スペースの設備等の設置及び撤去にかかる期間を含みます。

事業実施期間の開始(開店日)は、令和6年4月1日以降とし、高知市(以下、「本市」という。)と運営事業者の協議により決定します。なお、使用許可後、4月1日より手前に営業できる場合は、開店することを妨げません。また、実施期間の終了についても、本市と運営事業者の協議により決定します。



2 参加資格要件

参加者は次の資格要件を全て満たしていることとします。

また、次の要件を満たしている複数の個人又は法人（以下「運営事業者」という。）による共同提案のグループ参加も可能とします。ただし、グループでの参加申込にあたっては、1運営事業者につき1件の申込とし、当該グループの構成事業者は、他の共同提案グループの構成事業者になることは不可とします。また、グループ参加を行う場合の使用許可申請は、代表事業者が行い、全ての構成事業者は共同提案の事業について連帯して責任を負うこととします。

なお、フランチャイズ方式での参加も可能とします。その場合は、フランチャイズ加盟業者との責任分担を明確に示した文書等、フランチャイズ加盟業者との関係性がわかる文書を提出してください。フランチャイズ方式の場合は、フランチャイズ加盟店を1事業者と見なします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号の規定に該当する者でないこと。
- (2) 本市の令和5・6年度物件等競争入札参加資格を有する者、又は参加意向申出書提出時に「7参加申出書及び審査」の6～13の書類を提出し、入札参加資格を満たしていると認められる者。
- (3) 前号の資格の取得にかかる申請が間に合わない場合は、「7参加申出書及び審査」に記載の必要書類を提出することができること。
- (4) 参加意向申出書の提出期限から使用許可までの間に、高知市競争入札指名停止措置要綱の規定による停止措置又は指名回避を受けていない者であること。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条第1項若しくは第2項の規定に基づく破産の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立て、又は会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者。又は、申立てをした者にあつては、再生計画認可の決定、又は更生計画認可の決定がされている者。
- (6) 代表者又は役員等が、高知市事業者等からの暴力団の排除に関する規則（平成23年4月1日規則第28号）第4条各号のいずれかに該当しない者。
- (7) 営業に際して、許可、資格または免許を必要とするものは、高知市文化プラザでの営業についても、許可を取得し、資格者又は免許者を従事させることができること。
- (8) 本プロポーザルに関する説明会に参加していること。

3 選定委員会の設置

プロポーザル方式による企画の審査を厳正かつ公正に行い、目的外使用許可の相手方となる事業予定者（以下「予定者」という。）と次点者を選定するため、「高知市文化プラザ飲食スペース運営事業に係るプロポーザル選定委員会」を設置します。

審査基準は、別添「高知市文化プラザ飲食スペース運営事業に係る公募型プロポーザル審査要領」のとおりとします。

4 目的外使用許可の相手方の決定方法

提出された企画提案書と企画提案者（以下「参加者」という。）のプレゼンテーションの内容について、選定委員会で、あらかじめ定められた審査基準に基づき公正な審査をしたうえで、予定者と次点者を選定します。

なお、この選定は、飲食スペースの運営に際して、企画提案書の内容を全て承認するものではありません。

予定者の選定後、予定者と本市は、企画提案書の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体の履行条件などの協議と調整（以下「交渉」という。）を行います。この交渉が整ったときには目的外使用許可に向けた手続に進み、交渉が整わない場合は、次点者に選定された者が改めて本市と交渉を行うこととなります。

5 説明会

本プロポーザルに関する説明会を次のとおり行います。ただし、1参加者（運営事業者又はグループ構成事業者）あたり4名までの参加とします。

なお、説明会へ出席していない場合は、本プロポーザルに参加することができませんので、参加を予定している事業者は必ず出席してください。

(1) 日時

令和5年10月13日（金） 午後2時から午後4時まで（予定）

(2) 場所

高知市九反田2番1号 高知市文化プラザ 9階 特別学習室

(3) 参加方法

令和5年10月10日（火）17時までに、説明会参加申込書（様式第1号）を持参、又はファクシミリもしくは電子メールで提出してください。なお、ファクシミリ又は電子メールによる場合は、電話にて送信した旨をお知らせください。

なお、説明会当日は本募集要領（仕様書を含む。）及び様式集を高知市文化振興課（以下「文化振興課」という。）のホームページより出力し、各自持参してください。

（参加申込先）「13 問合せ先」に同じ

6 質疑と回答

質疑は、令和5年10月19日（木）午後5時（必着）までに質疑書（様式第2号）により、持参、郵送（簡易書留又は郵便証明付き一般書留に限る。）、ファクシミリ又は電子メールのいずれかで提出してください。ファクシミリ又は電子メールにより提出する場合は、電話にて送信した旨をお知らせください。

（質疑提出先）「13 問合せ先」に同じ

質疑と回答の内容は、令和5年10月26日（木）に文化振興課のホームページに掲載します。

なお、本プロポーザルに関する質疑は、説明会での質疑応答以外は、全て質疑書（様式第2号）によるものとし、電話・口頭での問い合わせや受付期間外の質疑・照会は受け付けません。

7 参加申出書及び審査

(1) 参加意向申出書

本プロポーザルへの参加を希望する業者は、参加意向申出書（様式第3号）に資格要件の確認書類を添えて申込してください。申込にあたって提出する書類・提出部数等は次のとおりです。

【提出書類（各2部）】 ※官公署発行にかかる証明書は1部正本，他の1部はコピー

No.	提出書類の名称	内 容	様式
1	参加意向申出書	グループ参加の場合は、代表事業者を選定し、すべての構成事業者が記名・押印をしてください。	様式第3号
2	委任状	本プロポーザルの参加に関して、支店等に委任事項がある場合に提出してください。	様式第4-1号 任意様式可
3	委任状	グループ参加の場合に共同事業者が提出してください。 (※単独提案の場合は提出不要です。)	様式第4-2号 任意様式可
4	誓約書	グループ参加の場合は、代表事業者が記名・押印をしてください。	様式第5号
5	事業者概要書	グループ参加の場合は、すべての構成事業者が提出してください。 【添付資料】 (1) 営業内容に資格・免許等が必要とされる場合には当該資格等の写しを添付してください。 (2) パンフレットや会社案内等资料を添付してください。	様式第6号
6	使用印鑑届	本プロポーザルに係る申請・使用許可等の手続に使用する印鑑を押印して提出してください。	様式第7号
7	登記簿謄本又は 登記事項証明書 (個人の場合は身分証明書、登記されていないことの証明書)	グループ参加の場合は、すべての構成事業者が提出してください。 発行日から3ヶ月以内	原本
8	印鑑証明書	グループ参加の場合は、すべての構成事業者が提出してください。発行日から3ヶ月以内	原本
9	都道府県税・市町村税に係る納税証明書	グループ参加の場合は、すべての構成事業者が提出してください。発行日から3ヶ月以内 滞納がないことの証明書又は直近2事業年度の納税証明書	原本
10	国税に係る納税証明書	グループ参加の場合は、すべての構成事業者が提出してください。発行日から3ヶ月以内 未納税額がないことの証明が必要な税目は次の1～3の	原本

		税目です。 【法人の場合】 1. 法人税 2. 消費税及び地方消費税 3. 源泉所得税及び復興特別所得税(強制徴収分) 【個人の場合】 1. 申告所得税及び復興特別所得税 2. 消費税及び地方消費税 3. 源泉所得税及び復興特別所得税(強制徴収分)	
11	社会保険料納入証明書 または 社会保険料納入確認(申請)書	発行日から3ヶ月以内(領収不可) 直近2年間に未納がないことの証明書	原本
12	個人住民税特別徴収実施申告(誓約)書	市内業者又は準市内業者の方で、次のいずれかに該当する場合は提出してください。 ① 従業員等の個人住民税の特別徴収を実施している個人事業者(法人は提出不要) ② 審査基準日において、個人住民税の特別徴収義務者に該当しない場合 ※ 従業員等の個人住民税の特別徴収をすでに実施している法人の場合は提出不要です。	様式第8号
13	暴力団排除に関する誓約書及び照会承諾書		様式第9号

※ただし、令和5・6年度物件等競争入札参加資格を有している場合は、6～13までの書類の提出は不要。

(2) 提出方法等

① 提出方法

持参又は郵送(書留郵便又は配達証明に限る。)

② 提出期限

令和5年11月2日(木)午後5時(必着)

③ 提出先

「13 問合せ先」に同じ

(3) 資格審査

申込者から提出のあった参加意向申出書と関係書類を文化振興課で確認します。申込者の資格要件の確認完了後、結果を「参加資格確認結果通知書」により令和5年11月17日(金)に申込者へファクシミリにて通知します。(後日、原本を郵送します。)

(4) 資格要件を満たさなかった者に対する理由説明

- ① 「参加資格確認結果通知書」により、資格要件に満たない旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日以内に、書面により高知市長に対して資格要件が満たされなかったことについての説明を求めることができます。
- ② 高知市長は説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して7日以内に書面により回答します。

8 企画提案書の作成

別途定める「高知市文化プラザ飲食スペース運営事業に係る公募型プロポーザル企画提案書作成要領」に基づき企画提案書を作成してください。

9 審査

別途定める「高知市文化プラザ飲食スペース運営事業に係る公募型プロポーザル審査要領」に基づき実施します。なお、参加者には、選定委員会に対するプレゼンテーションを実施する時間及び場所等の詳細について別途通知します。

10 プロポーザル日程(予定)

令和5年9月14日(木)	公募開始(公示)
令和5年10月10日(火)	説明会参加申込期限
令和5年10月13日(金)	説明会
令和5年10月19日(木)	質疑提出期限
令和5年10月26日(木)	質疑回答
令和5年11月2日(木)	参加意向申出書及び資格審査書類提出期限
令和5年11月17日(金)	参加資格決定通知
令和5年12月15日(金)	企画提案書提出期限
令和6年1月16日(火)	選定委員会(プレゼンテーション)
令和6年1月23日(火)	審査結果通知
令和6年2月上旬	目的外使用許可

11 提出書類の取扱

- (1) 提出された書類は返却しません。
- (2) 提出された書類は必要に応じ複写します(市役所内及び選定委員会での使用に限る。)
- (3) 提出された企画提案書は、高知市行政情報公開条例(平成12年12月26日条例第68号、以下「条例」という。)に基づく情報公開請求があった場合には対象文書として原則開示することになります。なお、公開することにより、提案者が事業を営むうえで、権利競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は条例第9条第1項第3号の規定により非開示となりますので、提出書類の該当部分と非開示とする具体的な理由を情報非公開希望申立書(様式第10号)により提出してください。

- (4) ただし、開示・非開示の判断は当該情報非公開希望申立書に基づき行うものではなく、当該情報非公開希望申立書を参考に、条例に基づき高知市が客観的に判断しますので、非開示の合理的な理由がないと判断される場合や公益上必要であると認められる場合などは公開する場合があります。
- (5) 事業予定者以外の企画提案の内容は、提出者の承諾なしに利用しません。

12 その他

- (1) 参加申込提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式自由）を提出してください。辞退することによって、今後の本市との契約等について不利益な取扱いを受けることはありません。
- (2) 本プロポーザルに要するすべての費用は提案者の負担とします。
- (3) 参加意向申出書の受付以降に、次のいずれかに該当したときは、本プロポーザルに関する資格を失う場合があります。
 - ① 企画提案書の提出日時、提出場所、提出方法等が本募集要領に適合しないとき。
 - ② 提出書類に虚偽の記載があると判明したとき。
 - ③ 提出書類に審査に影響する不備があったとき。
 - ④ 審査委員、本市職員又は本プロポーザル関係者に対して、本プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合。
 - ⑤ 事業応募者の参加資格要件に適合しなくなったとき。
 - ⑥ その他、不正な行為があったと本市が認めたとき。

13 問合せ先

高知市総務部文化振興課 管理担当：鶴見

所在地 〒781-9529 高知市九反田 2-1 高知市文化プラザ 8階

電 話 088-821-9215

FAX 088-821-9217

メールアドレス kc-051900@city.kochi.lg.jp